

奈良県告示第二百三十八号

昭和三十二年九月奈良県告示第四百八十七号（公衆浴場入浴料金の価格）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

第一号の表中「四二〇円」を「四四〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。